

土地改良事業関連予算の確保を求める意見書

我が国の農業・農村は、食料の供給のみならず国土の保全等の多面的な機能を有し、国民に多くの恵沢をもたらす一方、本格的な人口減少社会を迎え、農業者の減少や高齢化など極めて厳しい状況にある。こうした中、農村では、農地の大区画化や汎用化等の基盤整備を契機とし、収益性の高い農業による所得の向上を実現させるなど、地域を元気にする取組が盛んになってきており、こうした取組を下支えする土地改良の推進を求める声が強くなっている。

他方、本年七月に発生した九州北部豪雨災害により、農地や農業施設等に甚大な被害もたらされた。被災された農業関係者の方々が一日も早く営農を再開できるよう、速やかな復旧対策が求められているほか、農村地域の国土強靱化に向けた、ため池等の農業水利施設の長寿命化や耐震化、洪水被害防止等の防災・減災対策を着実に推進していかねばならない。

このような中、先の国会にて改正土地改良法が成立し、担い手への農地集積・集約の加速化や防災・減災対策の強化の一層の推進を図るための制度が創設された。新たな事業制度に対する地域の期待は大きく、今後は、こうした制度をより迅速かつ円滑に実施し、その効果が最大限発揮できるよう強力に支援していかねばならない。

よって、国会及び政府におかれては、土地改良予算について、現場からの強い要請に十分対応できるよう、平成三十年度当初において十分な予算措置を講じるとともに、平成二十九年度補正においても十分な予算措置を講じるよう強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年九月二十七日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 伊達忠一殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
財務大臣 麻生太郎殿
農林水産大臣 齋藤健殿